

高根沢町立北小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、まさに人権に関わる重大な問題である。

したがって、本校では全ての教職員が「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- 理由もなく意地悪なことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる・
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめの理解

いじめはどの児童にもどの学校にも起こりうるものである。ここの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するするなどして確認することが大切である。

いじめに対して教職員がとるべき姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの防止

- ア 児童一人一人に対して豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
- イ 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- ウ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- エ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

② いじめの早期発見

- ア いじめは本人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員一人一人が強く認識する。
- イ 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が決して抱え込むことなく組織的に対応する。
- エ 日ごろから児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- オ 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報交換に努める。
- カ 児童・保護者・地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

③ いじめへの対応

- ア いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- イ いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合にはその場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- エ いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることがないように、学校組織としてしっかりと指導する。
- オ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにする。
- カ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- キ 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。

④ 地域や家庭との連携

- ア 学校から各種便りやPTA、家庭訪問、面談、民生児童委員学校訪問等の機会をとおり、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努める。
- イ 日ごろから、電話や連絡帳を通して保護者との連係を密にし、保護者から相談を受けたり、情報を共有したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図る。
- ウ いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民を巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

⑤ 関係機関との連携

- ア いじめを中心とする児童指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その予防や解決のため

めに、日ごろから教育委員会や関係機関とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

イ インターネットの誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

① いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係わる委員会〔児童指導委員会 定期開催〕を組織する。

ア 校長・教頭・教務主任・学習指導主任・指導指導主任・民生児童委員・主任児童委員・少年指導員・区長・花岡駐在所員・PTA執行部・保護司・学級担任・必要に応じ関係者

イ 実施する取組

a 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画と・立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定 等

b 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等

ウ 取組の改善

本委員会において、「高根沢町立北小学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係わる委員会」〔児童指導対策委員会 随時開催〕を組織する。

ア 委員

校長・教頭・教務主任・指導指導主任・教育相談係・養護教諭・その他関係の深い教職委員、必要に応じ外部専門家等

イ 実施する取組

a 調査方針、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡〔複数の教員で丁寧に対応する〕
- ・ 町教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡〔必要に応じて、警察・福祉関係・医療関係等〕

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

ア 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についてのチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。

イ いじめのない学校づくり

道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

a 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」、「規範意識の高い学級」、「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

b 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
- ・ 「とちぎの子ども達への教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

c 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験活動などの様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

d 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

e 保護者・地域との連携

- ・ P T Aと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・ 学校のホームページ等を通じて、保護者や地域に対し、「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としていじめの問題への取組」について、改善を図る。

ウ 校内研修

- ・ いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ・ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

エ 指導上の留意点

- ・ 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は撤廃する。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

オ ネットいじめへの対応

- ・ 携帯電話、スマートフォン等は校内での使用を禁止する。
- ・ 総合的な学習の時間や学級活動等を活用し、児童生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
- ・ 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
- ・ SNSなどインターネットを介した他人への誹謗中傷を絶対にしないこと。

- ・ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ・ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

② いじめの早期発見

ア 早期発見のための認識

- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日ごろから、指導の見守りや信頼関係の構築等に努め、指導が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

イ 早期発見のための手立て

- 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- 朝の打合せの他、毎月1回「ぬくもりタイム」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- 教育相談週間を学期に一度設定する。
- 教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できる体制を整える。
- 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- 児童、保護者からのいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成配布し、周知する。

③ いじめに対する組織的な対応

ア 早期発見のための認識

- いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 早期発見のための対応

- 児童指導対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて、町教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家などとも連携をとる。

ウ 児童・保護者への支援

- いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を奉告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期発見のための協力を依頼する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- いじめた児童が十分に反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導にあたる。

- エ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - a いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - b はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - c いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つよう伝える。
- オ ネットでもいじめへの対応
 - a ネットいじめを発見した場合（情報を受けた）には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、町教育委員会と連携しながら当該いじめに係わる情報の削除等を求める。
 - b 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- カ 警察との連携
 - a いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、所轄の警察署（スクールサポーター・花岡駐在所）と連携して対処する。
- キ 解決後の継続的な指導・援助に向けて
 - a 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
 - b 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出させるよう集団づくりを進める。

3 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態の報告
 - 町教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 重大事態の調査
 - ア 当該いじめの対処については、町教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の児童指導対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
 - イ 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、町教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童やその保護者及びいじめの加害者である児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
 - イ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
 - ウ 児童指導委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、保護者に説明するとともに、町教育委員会へ報告する。

4 その他の重要事項

(1) 基本方針の見直し

- ア 学校での「いじめ防止対策」についての取組は、年度当初に校内児童指導委員会で方針を確認し、ホームページに公開するなどして周知を図る。その際には、前年度の取組の反省、各学年のいじめの状況から考えられる指導の重点等、実態に応じた計画を立てる。[P]
- イ いじめの防止対策や未然防止を行う。いじめはあった場合は、適切な対応を行う。また、当初計画の変更の必要がある場合は、柔軟に対応する。[D]
- ウ 学校評価アンケートに「いじめ防止取組」に関する項目についても取扱い、学校がいじめに対する取組について客観的に評価する。児童への取組だけでなく、保護者や地域についての取組も評価する。[C]
- エ 評価の中から、改善すべき課題を洗い出し、その課題についてどのような改善をするのか、その対応策を考えて次の対策に盛り込んだり、重点としたりする。[A]

(2) 学校における「いじめ防止対策基本方針」等の公表

学校の「いじめ防止対策基本方針」は、学校ホームページに掲載する。